

◎ サポーターになるための手続き

年会費：3,000 円（団体は1万円）

★詳細はこちら↓

<http://sayonara.daynight.jp/shimanegenpatsu/3goro>

★送金先

郵便振替 01320-3-51239

加入者名：島根原発3号機訴訟の会

※通信欄に「サポーターの会費」と明記下さい

※住所、氏名、メールアドレスを記入して下さい

銀行口座

山陰合同銀行 松江駅前支店（店番 074）

普通 3703277

名義 島根原発3号機訴訟の会

★問合・連絡先

090-3372-5685（阪本：事務局長）

090-7503-3121（渡部：会計担当）

090-7138-0730（土光：鳥取 担当）

FAX 0852-26-1800 mail: nonukes@my-s-pace.jp

◎ 4月24日 松江地裁へ提訴！

○ 全国からの原告428人により4月24日（水）
松江地裁に国・中国電力を提訴しました。

詳しくはHPをご覧ください。

訴状もHPに掲載しています。



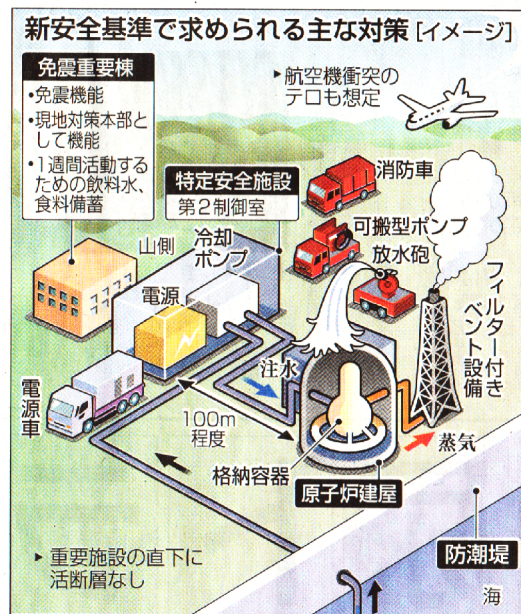
～ちなみに、電力は足りてます～

○中国電力では、2010年にも8ヶ月間、全原発（2基）を停止しています。

○1号機、2号機に合計500件以上の点検漏れトラブルが露呈して急遽運転停止となったためです。

○1号機はこのトラブル以来ずっと、2号機は定期検査のため停止しており、2012年1月27日から1年3ヶ月以上、中国電力管内の電力は、原発0%です。

○2013年度の中国電力による需給見通しによると、原発が再稼働しない想定で、2010年度並みの猛暑でも10.5%の供給予備率を確保できる見込み、、、とのこと



（2013年3月11日 山陰中央新報より）

＝コラム＝

NHK、ETV 特集「“原発のリスク”を問い直す～米・原子力規制元トップ 福島への旅」より
NRC（米原子力規制委員会）ヤツコ前委員長が福島の避難民を訪ねた後の発言

原発事故で大勢の人が強制的に避難せざるを得ないような事態を避けるべきです。
大規模で長期の住民避難は受け入れがたいものだからです。

本当の意味での住民との新しい契約が必要です。社会に重大な影響を与えるような事故を決して起こさないという契約です。原発の安全の新しい考え方で必ず実行すべきだと思います。原発事業者や政府には責任があるのです。周囲の住民に甚大な被害を与えてはならない責任が生まれるのです。福島の事故は住民との契約が欠かせないということを明らかにしました。大量の放射性物質の放出や住民の大規模避難を許さないという契約です。住民と原発事業者との間に新しい「社会契約」が欠かせないのです。